

○中学校・高等学校の運動部活動における適切な生徒引率について（通知）

平成 19 年 9 月 6 日鹿教保第 297 号
各市町村教育委員会教育長,各県立学校長,各教育
事務所(支所)長あて,鹿児島県教育委員会教育長

このことについては、「中学校・高等学校における運動部活動での事故防止について」（平成 7 年 4 月 20 日付け 鹿教保第 95 号）において、生徒引率における安全対策等を通知しておりますが、最近、このことの徹底が図られていない事例が見受けられ、生徒の安全対策上極めて憂慮する事態が生じています。

ついては、全職員に対し、今一度この通知の趣旨を徹底するとともに、特に、下記事項についての指導を徹底してください。

記

- 1 対外運動競技等の参加は、原則として公共交通機関を利用すること。
- 2 学校長は、止むを得ず顧問等が、自家用車、レンタカーなどを使用しなければならない場合は、必ず事前承認を行うこととし、次の事項を徹底すること。
 - (1) 交通法令を守ること。
 - (2) 安全運転に細心の注意をはらうこと。
 - (3) 使用車両の保険契約状況や運行時間・距離などを把握し、必要な安全指導を行うこと。
- 3 部活動顧問が、保護者や部活動関係者等の車を借り上げて運転し、生徒を同乗させることがないようにすること。

[参考]

- ・ 関係写し別添（省略）